

総合成績表

正答率・各枝解答率(短答のみ)

■正答率

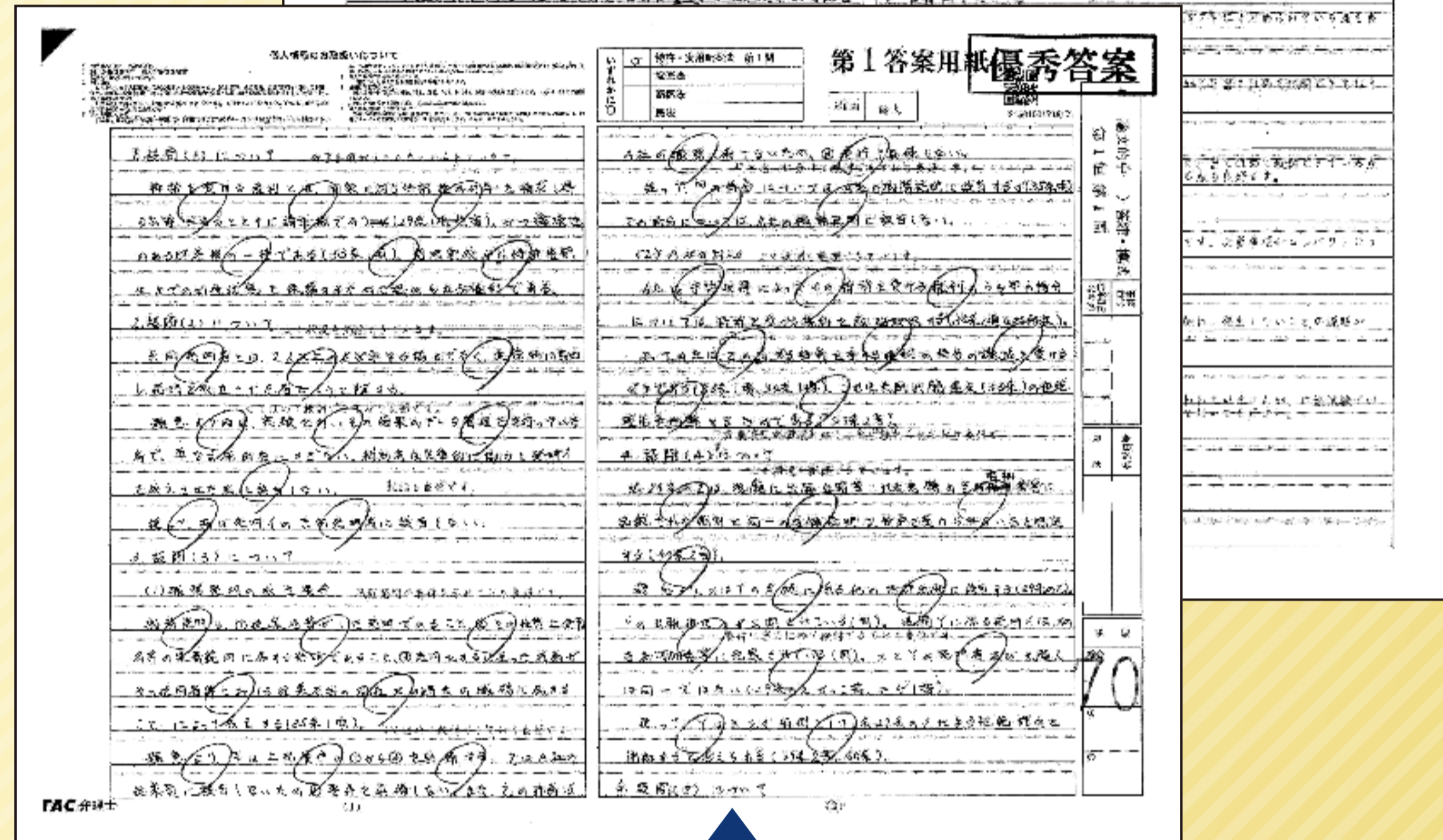
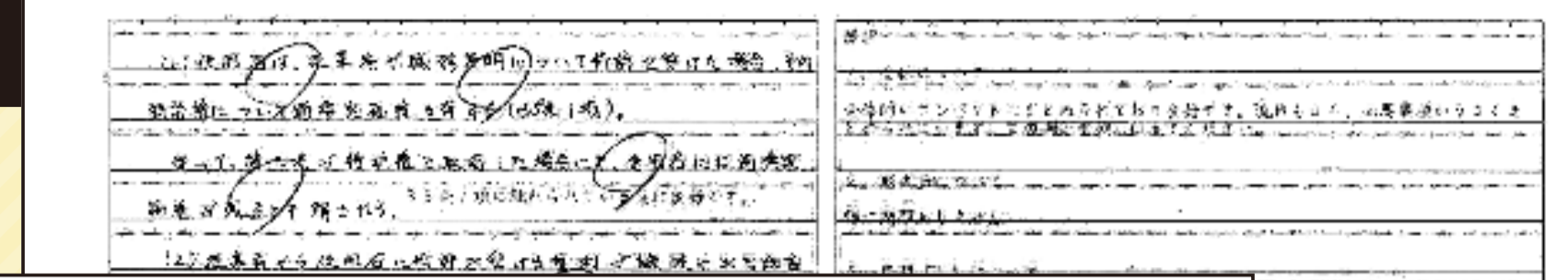
各問題ごとの全体の正答率を表示します。

■各枝解答率

どの選択肢をどれだけの人を選択したのかを示す表です。特に、自分が間違えてしまった問題に対して、同じ間違いをしてしまった人がどの程度存在していたのか、合格者レベルの受験生との違いはこういったところにあるのかを分析することができます。

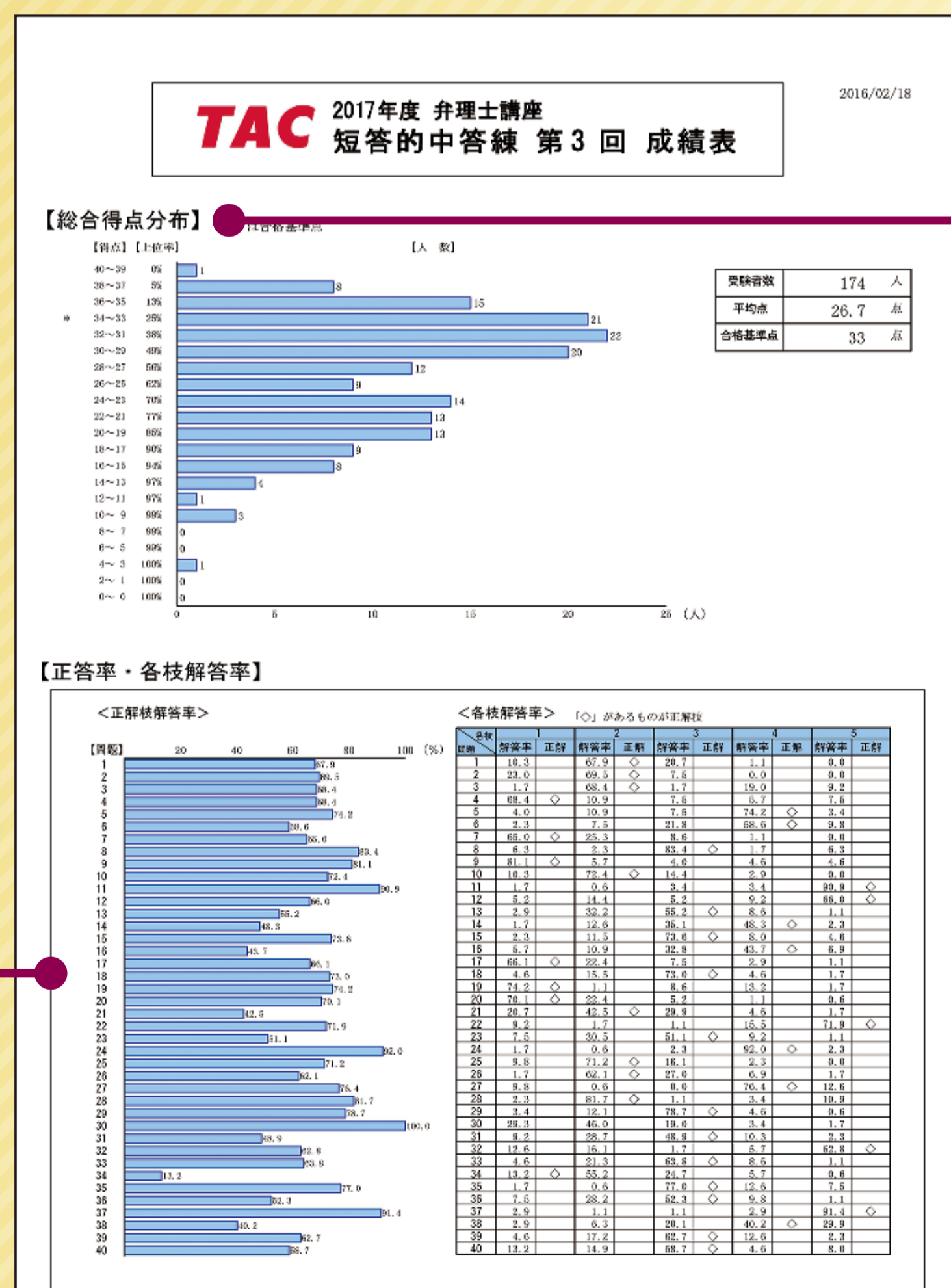
得点分布表

各回の受験生全体の得点分布表です。問題の難易度や自分の位置について知ることができます。

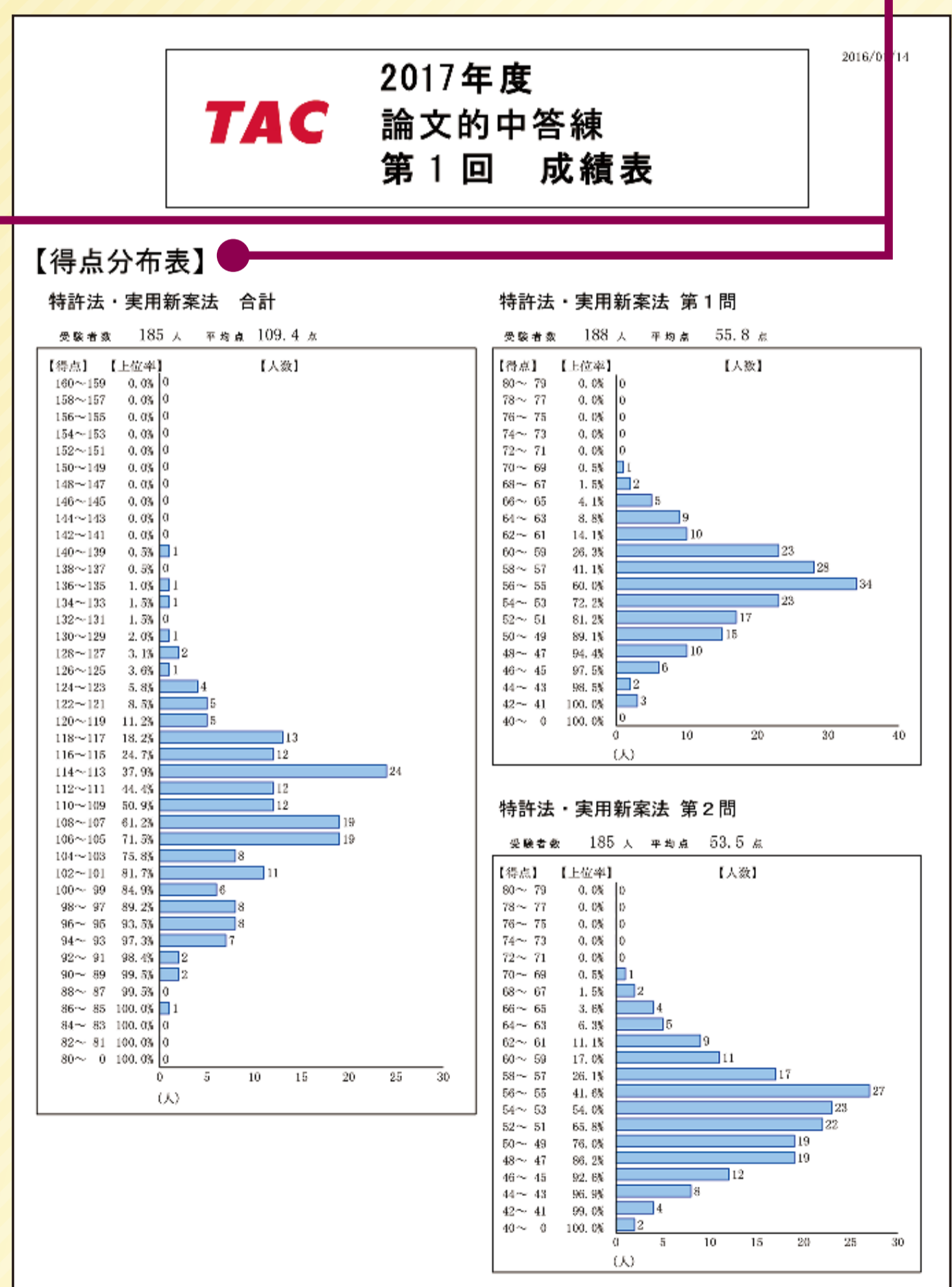


優秀答案(論文のみ)

各回の答案の中で最も優秀な内容の答案1通を成績表と一緒に配布します。優秀な答案の書き方やまとめ方を参考にすることができます。



短答的中答練 総合成績表



論文的中答練 総合成績表

2016年度合格目標 論文的中答練 第1回-特許・実用新案法① 講評

【第1問】

1. 設問(1)について
 概説型の問題です。まず定義を記載すると良いでしょう。ほとんどの答案で「特許を受ける権利」の定義が記載されていました。そのため正確性の勝負になります。公権、請求権、財産権といったキーワードがしっかり挙がるように準備しておいて下さい。また本設問で、答案用紙の10行以上使っている人は、後半の記載が不足しています。全体で合格答案を仕上げる意識を持ちましょう。

2. 設問(2)について
 本問も概説型の問題です。平成25年度の論文本試で問われているため、4割程度の答案では正確に定義が記載されていました。従って、「共同発明者」の定義が不正確な答案は、点数がかなり低くなります。特許法概説の188頁には、①テーマを与えた者、一般的な助言・指導を与えた者(単なる管理者)、②データをまとめた者又は実験を行った者(単なる補助者)、③資金を提供したり、援助又は委託した者(単なる後援者・委託者)は、共同発明者ではないと記載されています。これらの具体例をイメージした上で、「実質的に協力」というキーワードの意味を理解しましょう。

3. 設問(3)について
 本設問では、職務発明の成立性と、共同出願違反を回避するための出願人の対応(特許を受ける権利の譲渡)を説明する必要があります。
 まず、職務発明の成立性についてですが、「乙の持分についてはA社の職務発明に該当しない」という結論が明示されている答案は、全体の1割ありませんでした。権利については共有という概

採点講評(論文のみ)

答案添削の最終責任者がすべての答案を確認した後に作成する雑感記となります。受験生の傾向や今後の対策について簡潔にまとめられているため、今後の学習指針の参考とすることができます。

※現在、教材は改訂作成中です。実際とは体裁が異なることもございます。予めご了承ください。